

議案第70号

おいらせ町学習等供用施設条例の一部を改正する条例について

おいらせ町学習等供用施設条例(平成18年おいらせ町条例第94号)
の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月2日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

おいらせ町深沢地区生活会館について、老朽化に伴い施設の利用を廃止しているため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき提案するものである。

おいらせ町学習等供用施設条例の一部を改正する条例

おいらせ町学習等供用施設条例(平成18年おいらせ町条例第94号)
の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

おいらせ町深沢地区生活会館	おいらせ町深沢一丁目73番地597
---------------	-------------------

」

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。